なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が16箇所存在するが、このうち15箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、引き続き残る１箇所についても岩手県教育委員会等と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、遠野市と花巻市とを結ぶ高速交通ネットワークの形成を主な目的とし、道路構造令による第１種第３級の規格に基づき２車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成８年12月３日に都市計画決定された都市計画と、車線数、のり面及びインターチェンジ形式等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、本体事業の事業計画は、４車線の事業として都市計画決定されているところ、２車線の事業として施行するものであるが、都市計画決定された区域の範囲内において、橋梁及びトンネルの施工延長、事業費等、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、遠野市と花巻市とを結ぶ高速交通ネットワークの形成が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に現道の安全かつ確実な代替機能の確保を図る必要があると認められる。

また、岩手県知事を会長とする岩手県高規格幹線道路整備促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県遠野市役所、奥州市役所及び花巻市役所

○国土交通省告示第六十八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年一月二十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録建築物調査機関の名称

株式会社明豊エンタープライズ

二　住所

東京都目黒区目黒三丁目十一番三号

三　代表者氏名

代表取締役　梅本　篤郎

四　登録年月日

平成二十三年一月十七日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

株式会社明豊エンタープライズ　東京都目黒区目黒三丁目十一番三号

○国土交通省告示第六十九号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年一月二十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録建築物調査機関の名称

環境リサーチ株式会社

二　住所

東京都八王子市小門町六番地二十二

三　代表者氏名

代表取締役　山口　陽二

四　登録年月日

平成二十三年一月十七日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

環境リサーチ株式会社本社　東京都八王子市小門町六番地二十二

○気象庁告示第一号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月二十七日

気象庁長官　羽鳥　光彦

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第10511号	電気式温度計の感部Ｒ005―341ＭＫ	埼玉県久喜市河原井町18	株式会社　チノー	平成22年12月20日
第10512号	電気式湿度計ＮＰ110Ａ	東京都目黒区自由が丘１丁目22番３号	株式会社　日本ヒューレクトリック・インスルメント	平成22年12月21日
第11501号	風車型風速計の感部（微風速）ＷＳ―ＪＮ６	東京都目黒区自由が丘１丁目22番３号	株式会社　日本ヒューレクトリック・インスルメント	平成23年１月５日
第11502号	転倒ますす型雨量計の感部ＴＯＷ―34―ＢＰ―1.0	東京都立川市上砂町５丁目22番１号	株式会社　大田計器製作所	平成23年１月５日

○近畿地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
橋本市隅田町河瀬字鳥坪一八四番一から同市妻二丁目九番九まで	後前	一二・〇メートル 二・四〇五メートル 四・二三メートル 五・五〇メートル	〇・キロメートル 〇・一一メートル 四四一メートル 三三メートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所